

令和4年度の審査会において博物館に移管すべきとされた公文書ファイル等について

令和4年度の審査会において博物館に移管すべきとされた公文書ファイル等について

- ▶ 令和4年度の審査会において博物館に移管すべきとされました以下の公文書ファイルについて、三重県公文書等管理条例第9条第5項及び附則第4項並びに三重県教育委員会公文書管理規程第48条第2項の規定により、保存期間の満了する日が延長されましたので、ご報告します。
 - ▶ ・ 平成28年度「体罰に関する実態把握」
 - ▶ 25年延長（延長後保存期間30年）
 - ▶ ・ 平成30年度「体罰事案報告」
 - ▶ 27年延長（延長後保存期間30年）